

鹿児島県工業技術センター依頼分析，設備使用等要領

(分析，試験又は検査測定依頼手続)

- 第1条 鹿児島県工業技術センター（以下「センター」という。）に分析，試験又は検査測定を依頼しようとする者は，分析・試験・検査測定依頼書（別記第1号様式）に現品を添えて，センターの所長（以下「所長」という。）に申し込まなければならない。
- 2 前項の分析・試験・検査測定依頼書は，1件ごとに提出しなければならない。
 - 3 所長は，必要があるときは，第1項の現品の数量を指定することができる。

(成績書の交付等)

- 第2条 所長は，分析，試験又は検査測定が終了したときは，分析・試験・検査測定成績書（別記第2号様式）を前条の依頼者に交付するものとする。
- 2 分析・試験・検査測定成績書の複本を必要とする者は，次のいずれかの手続きをとらなければならない。
 - (1) 分析・試験・検査測定依頼書に必要とする成績書の複本の種類及び数量を記入すること。
 - (2) 分析・試験・検査測定成績書複本交付申請書（別記第3号様式）を所長に提出すること。

(名義の使用)

- 第3条 依頼者は，成績書の結果をもとにカタログ，パンフレット，インターネットのショッピングモール，ホームページ等にセンターの名義を使用する場合には，事前に書面による手続きをとらなければならない。

(手数料)

- 第4条 センターに分析・試験・検査測定（以下「分析，試験等」という。）を依頼しようとする者は，知事の承認を受けて所長が定める手数料を納めなければならない。
- 2 所長は，前項の手数料を見やすいところに表示しなければならない。

(分析，試験等の依頼の拒否)

- 第5条 所長は，分析，試験等を行う必要がないと認めるとき又はこれらを行うことができないときは，依頼に応じないことができる。

(現品の不返還等)

- 第6条 分析，試験等の依頼に係る現品，材料又は試料は，次の場合を除くほか返還しない。
- (1) 依頼者が分析・試験・検査測定依頼書に返還を求める旨を記載し，かつ，所長が返還を適当と認めたとき。
 - (2) 前条の規定により分析，試験等の依頼に応じないとき。
- 2 分析，試験等の依頼に係る現品，材料又は試料の返還に必要な費用は，依頼者が負担しなければならない。
 - 3 県は，分析，試験等の依頼に係る現品，材料又は試料の分析，試験等による減失又はき損に対しては，賠償の責めを負わない。

(設備の使用手続及び使用料)

- 第7条 センターの設備を使用しようとする者は，設備使用許可申請書（別紙第6号様式）による申請書を所長に提出しなければならない。
- 2 所長は，センターの業務に支障のない範囲において前項の申請に応じることができる。
 - 3 所長は，第1項の申請に応じたときは，設備使用許可書（別紙第7号様式）を当該申請をした者に交付するものとする。

- 4 設備の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、知事の承認を受けて所長が定める使用料を納めなければならない。
- 5 前項の使用料の算定に当たって、施設の使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間として算定するものとする。

（設備の使用時間）

第8条 センターの設備の使用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

（設備の使用上の遵守事項）

第9条 センターの設備の利用者は、次の定める事項を遵守しなければならない。

- (1) あらかじめその設備使用に練達した者を選任し、設備の使用に当たらせること。
- (2) 特に定める工具及び測定器具以外については、持参すること。
- (3) 恒常的に生産設備として使用しないこと。
- (4) 設備の使用中に設備の故障その他の異常を発見したときは、速やかにセンターの担当者に連絡し、その指示を受けること。
- (5) 設備の使用の際の材料持ち込みは、当日の設備の使用に必要なもののみとし、使用者の責任においてこれを管理すること。
- (6) 設備の使用終了後は、作業環境を整備し、センターの担当者に連絡の上確認を受けること。

（損害賠償）

第10条 使用者の責めに帰すべき理由によって、県又は利用者以外の者が被った損害については、使用者が賠償の責めを負うものとする。

（情報処理装置並びに情報検索）

第11条 第1条及び第8条の規定にかかわらず情報処理装置の使用並びに情報検索については、当該年度分に係る使用申請並びに検索依頼を別記契約書により行うことができる。

- 2 使用料及び手数料の算定に当たっては、使用及び検索時間に1分未満の端数があるときは、当該端数を1分として算定するものとする。

附 則 この要領は、昭和62年12月1日から施行する。
この要領は、平成23年4月1日から施行する。
この要領は、平成29年4月1日から施行する。